

2016年8月17日

神奈川県後期高齢者医療広域連合協議会議長 殿

〒231-0062

[住 所] 横浜市中区桜木町 3-9-6F

[団 体 名] 神奈川県社会保障推進協議会

[代表者名] 事務局長 佐々木 滋

[連絡先] 電話番号 045-201-3900

後期高齢者の保険料軽減特例措置の継続を求める陳情

[陳情趣旨]

後期高齢者医療の保険料軽減特例措置は、国の予算措置によって平成 20 年度以降継続されてきました。平成 28 年度当初で全国で 916 万人(被保険者比 55.3%)、神奈川でも 42.3 万人(被保険者比 43.5%/平成 28 年 3 月時点)が対象となっており、低年金などの高齢者の負担を軽減する制度として定着しています。

高齢者の生活を取りまく情勢は、年金の相次ぐ引き下げ、医療と介護の保険料などの引き上げ、医療費の負担増などによって大変厳しくなっています。

高齢者の貧困拡大も影響し、保険料滞納者は平成 28 年 5 月末で 20,651 人となり、第 2 次安倍内閣発足後の平成 25 年 5 月末(16,208 人)よりも 4 千人以上も増加しています。

政府の社会保障制度改革推進本部は平成 27 年 1 月に「医療保険制度改革骨子」を決定し、後期高齢者医療の保険料軽減特例措置の「段階的縮小」、「平成 29 年度から原則的に本則に戻す」方針を打ち出し、その具体化を図ろうとしています。

軽減特例措置見直しの内容は、次の通りです。

①低所得者の保険料軽減は、均等割 9 割、8.5 割軽減から 7、5、2 割軽減とする
所得割 5 割軽減はなくす

②元被扶養者の保険料軽減は、均等割 9 割軽減から 5 割軽減(2 年限り)とする

この見直しによって、例えば均等割 8.5 割軽減の方は 2 倍に、9 割軽減の方は 3 倍に、元被扶養者で均等割 9 割の方は 5 倍から 10 倍に引き上げられます。実例での試算でも、年金収入 78 万 2,800 円の高齢者(被扶養者)の保険料は、5,650 円から 5 万 6,500 円に 10 倍になる事例も、国会論戦の中で明らかになりました。

軽減特例措置の見直しは、75 才以上の医療費窓口負担と介護保険利用料をともに 2 割負担とする計画とあいまって、高齢者の生活に深刻な影響を及ぼします。

この見直しに対し、各地の地方自治体や広域連合からも反対の決議が上がっています。全国後期高齢者医療広域連合協議会も、昨年 11 月に国に対し「高齢者の生活に影響を与える保険料にならないよう、現行制度を維持すること」などを求める要望書を提出しました。全県・全市町村から「軽減特例措置の見直しをやめよ」の声を大きくしていくことが必要です。

以上のことより、次の事項を実現していただきますよう陳情いたします。

[陳情事項]

一、後期高齢者の保険料軽減特例措置の見直しはやめ、恒久的制度として継続することを求める意見書を国に提出してください。

以上